

3 医国第 96241 号  
令和 4 年 1 月 13 日

各関係団体 御中

香川県知事 浜田 恵造

### 「感染警戒対策期」から「感染拡大防止対策期」への移行について

1月11日時点で、直近1週間当たりの累積新規感染者数が155人に達するなど感染拡大傾向が続いていることから、香川県対処方針に基づき、1月13日（木）から対策期を1段階引き上げ、「感染拡大防止対策期」に移行することとし、引き続き、感染拡大の防止に努めていくこととしました。

全国的に、デルタ株から感染力が強いと言われているオミクロン株への置き換わりが進んでおり、今後の感染再拡大を何としても食い止める必要があることから、県民の皆さんには、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛していただくことや、会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気や三密回避を徹底していただくこと、さらに、ワクチン・検査パッケージ制度が適用された場合を除き、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるなど、これまで以上に、適切な感染防止対策を徹底のうえ、行動していただくようお願いするとともに、感染リスクが高い環境にあるなど感染不安を感じる方は、県の登録を受けた医療機関、薬局等において、PCR等の無料検査を受けていただくようお願いしております。

事業者の皆さんには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底されるようお願いするとともに、クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認いただき、未策定の場合は、早急に策定していただくようお願いいたします。飲食店の皆さんには、感染拡大防止を図るための「かがわ安心飲食店認証」を積極的に取得されるようお願いいたします。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さんへのお願い」（資料1）、「感染拡大防止対策期における対策（1月13日～1月31日）について」（資料2）の貴団体の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、ご協力をお願いします。